

議案第 5 号

つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 150 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「市長公室企画政策課」を「市長公室みらい創生課」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

本市における行政事務の現状を踏まえ、更なる事務の効率化を図るため、行政組織の一部見直しを行うことに伴い、条例の一部を改正するものです。